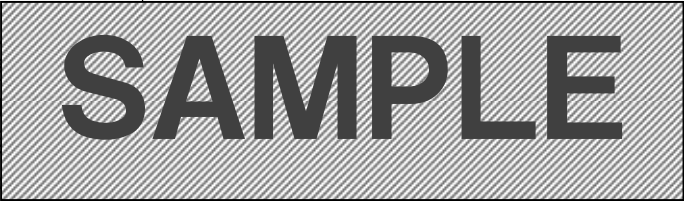


<p>T1-004 □□□</p>	<p>【資金調達／知的財産権担保融資】</p> <p>土地や建物といった(①)を多く持たない一企業等にとって、金融機関から融資を受ける際の担保とする資産は不足しがちである。知的財産権担保融資では、特許権等の知的財産権を担保として資金が融資される。このため、対象となる権利には(②)の設定が可能であることが前提となる。(②)の設定方法は、(③)または(④)によることが一般的である。出願中の特許には(⑤)が設定される。知的財産権担保融資においては、担保の対象となる知的財産権が、経済的すなわち金銭的に(⑥)を有していることが重要であることは当然であるが、金額面の評価だけでなく、(⑦)、(⑧)等の評価も重要である。</p>	
<p>T1-005 □□□</p>	<p>【資金調達／知的財産権担保融資】</p> <p>知的財産権担保融資において担保とされる要件に関し、次の記述内容は適切か？</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法的に確立した権利であること ②設定登録がされた特許権であること ③その権利について担保権の設定が可能であること ④権利の流通可能性があること ⑤経済的評価に基づく担保価値があること 	<p>①、③、④、⑤は適切である。 ②は不適切である。設定登録がされた特許権でなくても(例えば著作権でも)、担保とされる要件を満たすことができる場合がある。</p> <p>第10回(コン)問1関連</p>
<p>T1-006 □□□</p>	<p>【資金調達／知的財産権担保融資】</p> <p>知的財産権担保融資に関し、次の記述内容は適切か？</p> <ul style="list-style-type: none"> ①知的財産権担保融資は、日本における実績はほぼゼロである。 ②民間の金融機関で知的財産担保融資を取り扱うケースもあるが、日本政策投資銀行との協調融資であることがほとんどであり、民間金融機関が単独で行っている事例は少ない。 	<p>①は不適切である。知的財産担保融資は、民間金融機関での実績は少ないが、日本政策投資銀行では取扱いも多く、一定の実績が上がっている。 ②は適切である。</p>